

平成30年 第8回沼田町議会臨時会 会議録

平成30年11月30日(金)

午前 9時58分 開会

1. 出席議員

議長	9番	渡邊敏昭	議員	1番	高田	勲	議員
	2番	津川	均	議員	3番	大沼恒雄	議員
	4番	小峯	聡	議員	5番	久保元宏	議員
	6番	長原	誠	議員	7番	鵜野範之	議員
	8番	杉本邦雄	議員	10番	橋場	守	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名  
町長 金平嘉則君 教育長 吉田憲司君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗中一弘君	総務財政課長	菅原秀史君
政策推進室長	中野栄治君	農業商工課長	横山茂君
住民生活課長	嶋田英樹君	建設課長	村中博隆君
保健福祉課長	黒田美和君	和風園園長	安念昌典君
旭寿園園長	森田秀幸君		

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次長 三浦剛君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野信行君 書記 沼本次登君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
議案第66号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第68号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例について
議案第69号	平成30年度沼田町一般会計補正予算について

---

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成30年第8回沼田町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、高田議員、2番、津川議員を指名致します。

---

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2。会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

---

(一 般 議 案)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3。議案第66号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第66号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成30年11月30日提出。町長名でございます。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を申し上げます。平成30年国家公務員の給与に関しまして、民間格差を是正することと致しました人事院勧告において、勧告に沿って給与改定を実施することとした給与改正法が11月28日参議院本会議にて可決され成立してございます。沼田町におきましても、人事院勧告に準拠致しまして、また、他町の動向を踏まえ、職員の給与条例の改正を提案するものでございます。改正の内容につきましては、別紙で改正概要を配布しておりますので、そちらの方で説明させていただきます。上段（1）給

与表の改正でございますが、改定率平均0.2%の引き上げで各級の改定金額につきましては記載のとおりでございます。初任給を高校、短大、大卒共に1,500円引き上げ、若年層に配慮した会計となつてございまして、高齢層につきましては、民間格差を考慮しそれぞれ400円の引き上げとなっております。次に(2)期末勤勉手当の改正でございますが、年間支給月数4.4ヵ月を0.05ヵ月分引き上げ4.45ヵ月分と改正するものでございます。一般行政職をご覧頂きたいと思ひます。平成30年度分の支給につきましては、12月期の勤勉手当において0.05ヵ月分を引き上げることとし、30年以降につきましては、6月12月に支給する勤勉手当をそれぞれ0.025分を引き上げることとし、また、期末手当は年間の支給月数に改正はございませんが、6月12月期の支給割合を改正し、6月12月期の期末勤勉手当をそれぞれ2.25ヵ月分と改正するものが主な改正内容でございます。実施時期につきましては、平成30年4月まで遡ることとし、既に支給されたものは給与の内払いとみなし、後日、差額を支給することとしてございます。なお、本改正に伴います補正予算につきましては、12月定例会にて提案させて頂くことをご理解の方を賜りたいと存じます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認めます。質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4。議案第67号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第67号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成30年11月30日提出。町長名でございます。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を申し上げます。特別職の期末手当の年間支給月数につきましては、

職員に準じて、支給月数の改正を実施していることから、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、年間支給月数4.4ヵ月分を0.05ヵ月分引き上げ、4.45ヵ月分とする改正であり、別紙改正概要特別職に記載してございますが、平成30年度分の改正につきましては、12月期の手当において、0.05ヵ月分を引き上げることとし、31年度以降につきましては、6月12月に支給する期末手当をそれぞれ2.25ヵ月分とする改正条例でございます。施行につきましては、附則にて第1条の規定は12月5日とし、第2条の規定は平成31年4月1日でございます。なお、本改正に伴います補正予算につきましても、職員分同様12月定例会に提案させて頂くことでご理解を賜りたいと存じます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5。議案第68号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第68号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成30年11月30日提出。町長名でございます。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、期末手当について職員及び特別職と同様に0.05ヵ月分を引き上げ、支給月数を4.45ヵ月分とするものでございまして、別紙改正概要、議会議員の記載のとおりでございます。施行につきましては、12月5日でございます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第6。議案第69号。平成30年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長(菅原秀史課長) 議案第69号。平成30年度沼田町一般会計補正予算について。平成30年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年11月30日提出。町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町一般会計補正予算第8号1頁をお開き願いたいと思います。平成30年度沼田町一般会計補正予算第8号。平成30年度沼田町の一般会計の補正予算第8号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,404万7千円と定める。2項を省略致します。平成30年11月30日提出。町長名でございます。今回提案の補正予算につきましては、本臨時会で議決頂きました議案のうち、支給日の関係から議案第68号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴います補正予算を提案するものでございます。6頁をお開き願いたいと思います。6頁中段、歳出でございます。1款議会費1項1目議会費3節議員手当等9万8千円の増額補正であります。議会議員の期末手当の支給月数0.05ヵ月分の引き上げに伴います増額補正でございます。上段をご覧頂きたいと思います。歳入でございます。11款地方交付税1項1目地方交付税9万8千円の増額補正であります。今程説明申し上げました歳出の財源と致しまして、地方交付税を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。以上を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第69号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

(閉会宣言)

○議長(渡邊敏昭議長) 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成30年第8回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

10時10分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 渡邊敏昭  
署名議員 高田勲  
署名議員 津川均